

三田市わが家の耐震改修促進事業に係る補助金代理受領制度に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、三田市わが家の耐震改修促進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第12条の規定により、補助事業者（申請者）が、三田市より補助金の交付を受けて耐震改修工事等（以下「工事等」という。）を行う場合に、工事等に係る契約を締結する者（以下「工事等業者」という。）が、工事等の代金における補助金相当額を三田市より受領するために必要な手続等を定めるものである。

(用語の定義)

第2条 この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 代理受領制度 補助事業者の意思に基づき、補助金等の交付決定額の全部を工事等業者が三田市より受領することをいう。
- (2) その他この要領において使用する用語の定義は、要綱において使用する用語による。

(対象)

第3条 代理受領制度の利用の対象は、次に掲げるものとする。

- (1) 住宅耐震改修計画策定費補助
- (2) 住宅耐震改修工事費補助
- (3) 簡易耐震改修工事費補助
- (4) シェルター型工事費補助
- (5) 屋根軽量化工事費補助
- (6) 防災ベッド等設置補助

(代理受領制度の利用に関する届出)

第4条 補助金の代理受領制度を利用しようとする補助事業者は、代理受領制度利用届出書（以下「届出書」という。）により、市長にその旨を届け出なければならない。

- 2 補助事業者は、前項に規定する届出を行う場合は、あらかじめ工事等業者の同意を得なければならない。
- 3 補助事業者は、第1項に規定する届出を行う場合は、規則第5条第2項に規定する補助金等交付決定通知書を受けるまでに、市長へ届出書を提出しなければならない。
- 4 市長は、届出書を受領した場合は、その記載事項等に相違がないことを補助事業者を確認しなければならない。
- 5 市長は、届出内容について適当と認める場合は、代理受領制度利用届出確認通知書により補助事業者へ通知するものとする。ただし、市長が不要と認めた場合はこの限りでない。

6 工事等業者は、補助事業者が規則第15条に規定する補助金等交付請求書（以下「請求書」という。）を提出するまでに、債権者登録を行わなければならない。

（取り下げ届）

第5条 補助事業者は、届出書を取り下げようとする場合は、工事等が完了するまでに市長に代理受領制度利用取り下げ届（以下「取り下げ届」という。）を提出しなければならない。

2 前項に規定する取り下げ届を提出する場合において、第4条第2項の規定を準用する。

（届出の内容変更等）

第6条 補助事業者は、届出書の内容に変更が生じる場合は、代理受領制度の利用に関する変更届出書を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する変更の届出があった場合において、第4条の規定を準用する（同条第3項の準用については、規則第8条第1項の規定による補助事業等変更交付申請が伴うものに限る。）。この場合において、第4条第3項中「補助金等交付決定通知書」とあるのは「補助金等交付決定変更通知書」と、同条第5項中「代理受領制度利用届出確認通知書」とあるのは「代理受領制度利用届出変更確認通知書」と読み替えるものとする。

（補助金等の額の確定前交付）

第7条 補助事業者は、代理受領制度を利用し、工事等の完了後に補助金等の額の確定前交付の請求をしようとする場合は、請求書に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 代理受領制度の利用に関する補助事業内訳説明書（以下「内訳説明書」という。）
- (2) 内訳説明書の差引金額が支払われた工事代金の領収書
- (3) 代理受領制度利用届出確認通知書または代理受領制度利用届出変更確認通知書の写し
- (4) 規則第11条、要綱第4条第1項及び要綱別表第5から別表第10に規定する補助事業等実績報告に必要な書類に相当するもの
- (5) 補助金等交付に係る受領者指定の依頼書
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項に規定する書類を受領し、その内容が適当と認められる場合は、補助事業者が指定した工事等業者に、補助金等の交付決定額の全部を支払うものとする。

3 工事等業者は、前項の規定による補助金額に相当する工事等の代金を受領した場合は、直ちにこれに対する領収書を補助事業者に発行しなければならない。

4 補助事業者は、前項による領収書を受領した場合は、直ちに規則第11条

に規定する実績報告を行わなければならない。この場合において、規則第18条の規定により、次の各号に掲げるもの以外のものは省略することができる。

- (1) 補助事業等実績報告書
- (2) 決算書又は精算書
- (3) 前項に規定する領収書の写し
- (4) 委任状（代理人が申請手続を行う場合に限り）

（代理受領制度の利用の取り消し等）

第8条 次の各号のいずれかに該当する場合において、この要領に基づく手続きはなかったものとみなす。

- (1) 市長が補助事業等の交付決定を取り消した場合
- (2) 市長が補助事業等の廃止及び中止を認めた場合

2 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合において、代理受領制度の利用を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の届け出その他不正な行為があると判明した場合
- (2) 規則、要綱又はこの要領に違反した場合
- (3) その他市長が代理受領制度の利用を不相当と認めた場合

3 市長は、前項の規定により代理受領制度の利用を取り消した場合は、補助事業者に代理受領制度の利用の取り消し等通知書により通知するものとする。

（その他）

第9条 この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和元年5月20日から施行する